

日医発第 990 号(生 90)(総医 8)

平成 25 年 12 月 27 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

「東北地方における医学部設置認可に関する基本方針について（3省庁合意）」
について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「文部科学省『東北地方における医学部設置認可に関する基本方針』について」につきましては、平成25年12月6日付け日医発第884号（生83）（総医3）にてご案内申し上げたところであり、従来からの本会の考え方に全く変わりはありません。

一方、当該基本方針においては、「本案に基づき、関係省庁(厚生労働省、復興庁)との大臣合意による基本方針を発表するとともに、近日中にとりまとめられる政府の経済対策(復興対策)等に位置づけ、復興のための新設として、地域医療への影響に配慮して進める。」とされておりました。

今般、文部科学省高等教育局医学教育課において、「東北地方における医学部設置認可に関する基本方針（3省庁合意）」について報道発表がなされました。復興庁、文部科学省、厚生労働省による当該3省庁合意は、「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)において、東日本大震災の被災地の復旧・復興の施策の一つとして位置付けられた「東北地方における復興のための医学部新設の特例措置」を踏まえたものであり、内容は、先般ご案内した「文部科学省『東北地方における医学部設置認可に関する基本方針』について」と基本的に同様であります。

つきましては、本資料を参考までにお送りいたしますので、貴会におかれましてもご了知いただきますようお願い申し上げます。

(添付資料)

東北地方における医学部設置認可に関する基本方針について（3省庁合意）

(平25. 12. 17 文部科学省高等教育局医学教育課)

※以下の文部科学省ホームページからもご覧いただけます。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/12/1342540.htm

(参考資料)

好循環実現のための経済対策（平成25年12月5日閣議決定）抜粋

※以下の内閣府ホームページからもご覧いただけます。

<http://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html>



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

サイトマップ English



[トップ](#) > [会見・報道・お知らせ](#) > [報道発表](#) > [平成25年度の報道発表](#) > [東北地方における医学部設置認可に関する基本方針について\(3省庁合意\)](#)

東北地方における医学部設置認可に関する基本方針 について(3省庁合意)

平成25年12月17日

東北地方における医学部設置認可については、平成25年11月29日に、文部科学省としての基本的な考え方をお示しました。

これを踏まえ、このたび、復興庁・文部科学省・厚生労働省の3省庁で「東北地方における医学部設置認可に関する基本方針」を定めましたのでお知らせします。

(参考)これまでの経緯

平成25年11月29日 文部科学大臣の基本的な考え方を表明。

平成25年12月5日 「好循環実現のための経済対策」(閣議決定)において、「東北地方における復興のための医学部新設の特例措置」に取り組むことが盛り込まれた。

[東北地方における医学部設置認可に関する基本方針について\(3省庁合意\)](#)
(PDF:280KB)

お問合せ先

高等教育局医学教育課

電話番号:03-6734-2509(直通)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。

Adobe Readerをお持ちでない方は、まずダウンロードして、インストールしてください。

(高等教育局医学教育課)

[文部科学省ホームページトップへ](#)

[ページの先頭に戻る](#)

[会見・報道・お知らせ](#) [政策・審議会](#) [白書・統計・出版物](#) [申請・手続き](#) [文部科学省の紹介](#) [教育](#)
[科学技術・学術](#) [スポーツ](#) [文化](#)

[御意見・お問合せ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンク・著作権について](#) [アクセシビリティへの対応について](#)

文部科学省 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
電話番号:03-5253-4111(代表) 050-3772-4111 (IP 電話代表) [案内図](#)

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

平成 25 年 12 月 17 日
復 興 庁
文 部 科 学 省
厚 生 労 働 省

東北地方における医学部設置認可に関する
基本方針について

「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）において、東日本大震災の被災地の復旧・復興の施策の一つとして位置付けられた「東北地方における復興のための医学部新設の特例措置」については、別紙の「東北地方における医学部設置認可に関する基本方針」を定め、三省庁の密接な連携の下、復興のための取組として、地域医療への影響に配慮しつつ、着実に取り組むこととする。

東北地方における医学部設置認可に関する基本方針

○目的

震災からの復興，今後の超高齢化と東北地方における医師不足，原子力事故からの再生といった要請を踏まえつつ，将来の医師需給や地域医療への影響も勘案し，東北地方に1校に限定して，一定の条件を満たす場合に医学部新設について認可を行うことを可能とする。

○進め方

東北地方における新設の趣旨や留意点等の条件に適合した医学部について認可を行うため，通常の設定認可手続きの前に，医学部設置を希望する学校法人・地方公共団体等から，基本方針を踏まえた医学部新設構想を受け付ける。有識者会議での検討を踏まえ，基本方針で示した条件等に適合し，最も趣旨にかない，実現可能性のある構想を一つ採択し，その医学部についてのみ，文部科学大臣による設置認可審査の手続を進める。

構想の審査に当たっては，以下の留意点等に関して，医療政策の観点から厚生労働省，復興の観点から復興庁等の関係省庁及び関係地方公共団体の意見を踏まえて決定する。

○留意点（必要な条件整備）

- ① 震災後の東北地方の地域医療ニーズに対応した教育等を行うこと
(例：総合診療や在宅医療，チーム医療等に関する教育，災害医療に関する教育，放射線に係る住民の健康管理に関する教育等)
- ② 教員や医師，看護師の確保に際し引き抜き等で地域医療に支障を来さないような方策を講じること (例：広く全国から公募を行うこと，既存の大学や医療機関，地方公共団体等との提携により計画的な人材確保を行うこと，特に人材が不足している地域や診療科の医師の採用には十分配慮すること等)
- ③ 大学と地方公共団体が連携し，卒業生が東北地方に残り地域の医師不足の解消に寄与する方策を講じること (例：地域枠奨学金や入試枠を設定すること等)
- ④ 将来の医師需給等に対応して定員を調整する仕組みを講じること (例：既存の医学部の定員増と同様に，入学定員のうち一部を平成〇年度までの臨時定員とすること等)

次ページ有り

○教育上必要な基準等

附属病院の病床や診療科、医師数等について、現行の設置基準のほか、過去の基準や既存の附属病院の水準（別紙「参考」を参照）も参酌しつつ、医学教育モデル・コア・カリキュラム等に定める教育目標への到達に必要な教育環境を確保する。

（過去の基準の例）附属病院は最低 600 床以上を有すること 等

（既存の附属病院の水準の例）附属病院の医師数は同規模病院の約 2 倍

ただし、復興という目的や設置時の地域医療への影響等に鑑み、必要がある場合には、医学教育上必要な代替措置を講じることを条件に、弾力的な扱いを行うことも個別に検討。

○法令上の手当

基本方針に基づき、新設構想が採択された医学部に限って特例として設置認可の対象とできるよう、文部科学省において関係省令や告示等の規定の特例を措置する。

<関係省令・告示>

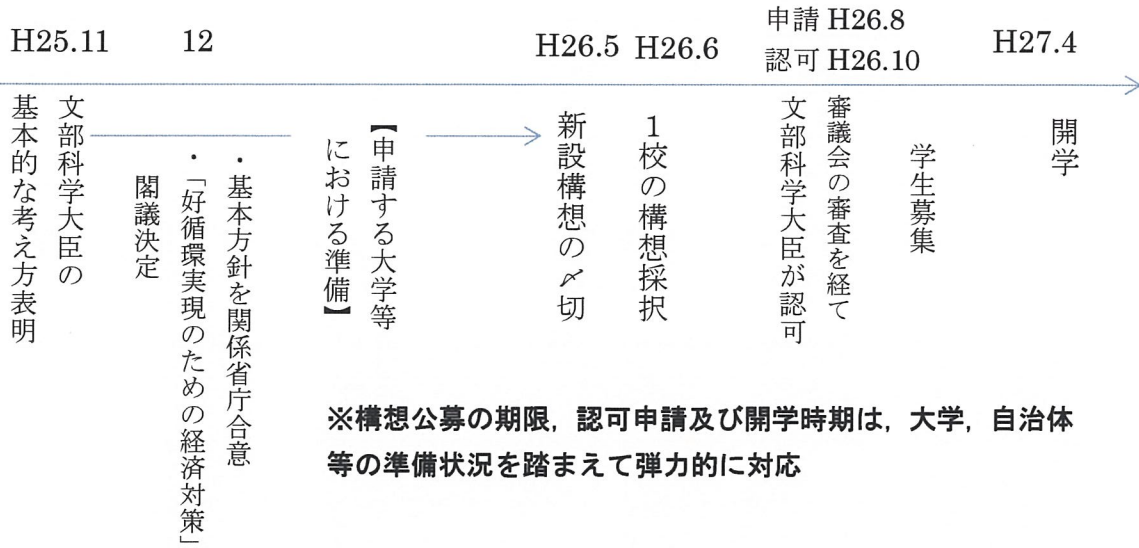
「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」（平成 15 年 3 月 31 日文部科学省告示第 45 号）（医学部設置を認可の対象としない旨を規定）

「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成 18 年 3 月 31 日文部科学省令第 12 号）（認可申請期間や申請書類等について規定） 等

○その他

- ・東北地方以外での医学部新設については、これまでの定員増の効果の検証や今後の医師需給と社会保障制度改革の状況等を踏まえ、今後検討する。
- ・なお、将来的な医学部定員の在り方については、これまでの定員増の効果の検証や今後の医師需給と社会保障制度改革の状況等を踏まえ、今後検討する。

<最短スケジュール例※> 既存大学に医学部を設置し H27 年 4 月開学を行う場合



※構想公募の期限，認可申請及び開学時期は，大学，自治体等の準備状況を踏まえて弾力的に対応

< 抜粋 >

「好循環実現のための経済対策」について

平成 25 年 12 月 5 日
閣 議 決 定

「好循環実現のための経済対策」を別紙のとおり定める。

(別紙)

好循環実現のための経済対策

平成 25 年 12 月 5 日

Ⅲ. 復興、防災・安全対策の加速

東日本大震災からの一日も早い復興に向け、福島における原子力災害からの復興・再生を含めた被災地の復興事業を加速させる。

また、南海トラフ巨大地震、首都直下地震など、切迫した大規模災害が懸念される中、国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災に向けた取組、社会資本の強靱化・老朽化対策等の緊要な対策を推進する。

これらの取組に際しては、地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和並びに観光地としての魅力ある景観の維持に配慮する。

1. 東日本大震災の被災地の復旧・復興

東日本大震災の被災地の復旧・復興を加速するため、福島の早期帰還支援策の強化、津波被災地において本格化しつつある復興まちづくりの加速、産業の復興の支援等を行う。このため、福島の再生、復興まちづくり、産業の復興、被災者支援に取り組む。

(1) 福島の再生

本年8月に避難指示区域の見直しが完了し、今後は避難住民の早期帰還の実現等が課題となる。このため、長期避難者への支援策に加え、生活環境向上等の早期帰還支援策を強化するとともに、産業の復興を支援する。また、除染の実施を加速する。

- ・「長期避難者への支援から早期帰還への対応」までを一括する、より使い勝手のよい新たな交付金としての福島再生加速化交付金の新設等（復興庁）
- ・福島県における再エネ・IT等の実証研究・拠点整備事業（復興庁）
- ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（復興庁）
- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（復興庁）
- ・中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業（復興庁）
- ・福島県産農産物PR等の農業の復興（復興庁）
- ・被災地の消防団及び避難指示区域内の消防活動に対する支援（復興庁）
- ・早期かつ確実な原子力損害賠償の実現を図るための体制強化（復興庁）
- ・除染の加速等（復興庁、環境省）
- ・放射性物質汚染廃棄物処理等のための体制の強化（復興庁、環境省）
- ・廃炉・汚染水対策事業（再掲）（経済産業省）

(2) 復興まちづくり

津波被災地において、防災集団移転促進事業等の事業着手が着実に進展しており、まちづくりの動きが本格化しつつある状況を踏まえ、東日本大震災復興交付金によるまちづくり、災害復旧、復興道路等の整備等を推進し、復興まちづくりの加速化を図る。

- ・東日本大震災復興交付金（復興庁）

- ・災害復旧（公共土木施設、農林水産施設、公立学校施設、介護施設等）（復興庁）
- ・学校施設の耐震化（文部科学省）
- ・復興道路等の整備（復興庁）
- ・農林水産基盤の整備（復興庁）
- ・廃棄物処理システムの強靱化等の推進（復興庁、環境省）
- ⑨ ・東北地方における復興のための医学部新設の特例措置<予算措置以外>（文部科学省）

（3）産業の復興

着実に進んでいる産業の復興の動きを確実なものとするため、地域経済の核となる中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設の復旧等の支援等を行うとともに、企業立地補助制度による雇用の創出や商業回復等を通じた地域経済の活性化を図り、産業の復興を支援する。また、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」の創造に向けた官民連携推進協議会の設立等を進める。

- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（再掲）（復興庁）
- ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（再掲）（復興庁）
- ・中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業（再掲）（復興庁）
- ・「事業復興型雇用創出事業」の積み増し・延長や「震災等緊急雇用対応事業」の延長による、産業政策と一体となった被災地の雇用支援等（復興庁）
- ・水産業共同利用施設等の整備（復興庁）
- ・「新しい東北」官民連携推進協議会の設立<予算措置以外>（復興庁）

（4）被災者支援

消費税率の引上げに伴う被災者間で生じる負担の不均衡を避けるために住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る給付措置を行う等の措置を講じる。

- ・被災者の住宅再建に係る給付措置（住まいの復興給付金）（復興庁） 等

（5）復興財源の補填

復興特別法人税の一年前倒しでの廃止に当たっては、「集中復興期間」における25兆円程度のいわゆる「復興財源フレーム」の財源を確実に確保するために必要な金額²を、平成24年度決算剰余金の一部を活用し、東日本大震災復興特別会計に繰り入れる。³

2. 国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災の取組や社会資本の老朽化対策の加速、原子力事故対応・原子力防災対策等の充実等

国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災の取組を一層加速させる。具体的

² 0.8兆円

³ なお、平成27年度までの「集中復興期間」における復興事業費については必要額を措置することとなるが、その際、更なる財源確保の必要が生じた場合には、平成27年度予算編成において一般会計の税外収入などを活用して対応。